

I. 保証内容

保証期間は、当該住宅お引渡し日から下記の表の通りと致します。保証期間中に当該住宅に瑕疵が現れ、当社がそれを認めた場合は無償で当該部品の取替え、又は補修を致します。
 但し、付帯設備及び付属施設のうちメーカー保証のあるものについては当該メーカーの保証によります。
 また、(財)住宅保証機構の10年住宅性能保証に加入した住宅については(財)住宅保証機構の保証規則が優先適用されます。
 尚、保証期間終了後もアフターサービスに努力するとともに、お申出の部品の取替え又補修は有償にて実施いたします。
 ※但し、改修、改造、増改築の工事をされた場合は保証のお取扱いが出来ない場合がありますので、予め御了承願います。

(保証項目一覧表)

項目	保証対象	保証対象となる現象例	適用除外	保証期間	
構造躯体	基礎	構造強度に影響を及ぼす変形、損傷及び亀裂	構造亀裂、不等沈下の著しいもの	資材の材質的な収縮に起因し、構造上特に支障の無いもの	10年
	床		たわみ、振動、不陸の著しいもの		
	外壁・軸組		構造強度		
	内部体力壁		たわみ及び亀裂の著しいもの		
屋根					
防 水	屋根 庇類 バルコニー	雨漏	雨水の浸入による室内仕上げ面の汚損	建物内の使用に影響の無い軽微な透水又は屋外面の水溜り及び表面の仕上げ塗装材料の経年経過及び激甚な風圧による雨水の浸透。 家具調度品の汚損	10年
	外壁 外開口部				
構造躯体 以外の下 地及び仕 上げ	基礎	仕上げ材	モルタル等仕上げ材の剥離及び損傷並びに基礎パッキン等の破損	収縮亀裂、白華	2年
	コンクリート (内外土間、 犬走り、ポー チ、テラス等)	コンクリート 及び仕上材	沈下、割れ及び肌別れの 著しいもの	軽微な沈下 収縮亀裂、白華	
	室内床 (階段含む)	下地材 仕上げ材 及び造作	材質の変質又は変形により割れ 反り、すき、きしみ及び床鳴りの 著しいもの	設計時に予想し得ない重量物設置に起因 するもの及び過度の 暖房によるもの	
	外壁 内壁	下地材 仕上げ材 及び造作	下地材の反り、狂い及び仕上材 の剥離、変形、割れ、垂れ下がり の著しいもの	構造上、又は機能上 影響の無い亀裂及び 過度の暖房によるもの	
	軒天井 室内天井				
	屋根、庇	屋根材 水切り 雨押役物	破損、めくれ、脱落 垂れ下がり	標準以上の積雪 に起因するもの 凍結、枯葉等の詰まり によるもの	
樋	樋及び 金物				

項目	保証対象	保証対象となる現象例	適用除外	保証期間	
構造躯体 以外の下 地及び仕 上げ	左官、タイル	仕上げ材	目地部分の剥離、タイルの著しいひび割れ、モルタル等の仕上げ部分の著しいひび割れ	軽微なひび割れ	2年
	外部金物	手摺及び面格子	変形、破損及びはずれ	標準以上の積雪に起因するもの	
	外部建具	建具及び付属部品	反り、建て付け不良、作動不良及び隙間の著しいもの、並びに部品の故障	作動に影響ない反り木材の軽微なひび割れ及び過度の暖房によるもの。並びに暴風雨による建具からの一時的な雨水の浸入	
	内部建具				
	外部塗装	塗装面	剥離、白華及び亀裂が著しいもの	歩行部分	1年
	内部塗装				
	浴室	漏水	漏水及び漏水による室内仕上げ面の汚損	家具調度品の汚損	2年
防露	床、壁、天井の防露工事を行った部分	水蒸気の発生が少ない暖房器具の使用による結露水のしたたり	地域特性、立地条件換気不足、水蒸気を大量に発生するような住まい方によるもの。サッシ、ガラス、浴室便所、洗面所等の結露		
付帯設備	上水道	水栓、蛇口、トラップ、厨房衛生器具	器具の故障、破損及び取り付けのゆるみ、支持不良、漏水、排水不良	給排水のパッキン等の消耗品	1年
	下水道	配管、浴槽		異物の詰まり、凍結によるもの	2年
	電気	配管、配線、配線器具、分電盤、照明器具、換気器具、通信器具、電話線、テレビ線、及び熱源器具		電球、電池等の消耗品及び凍結	2年
雑工事	バルコニー、小屋裏、軒裏、屋外階段	仕上げ及び取り付け	材質の変質、変形、割れ、反り、すきま、ゆるみの著しいもの		2年
害虫	白蟻		Joto基礎パッキング工法、城東テクノ株式会社の規定による保証を適用		

Ⅱ．適用除外

保証期間内でも、前期「保証項目一覧表」の「適用除外」欄記載のものその他、次の場合は適用を除外させていただきます。

- 1、構造、仕様又は設備に影響を及ぼす増改築（お引渡し後にベランダ、物干しアンテナ、水槽を取り付ける行為を含みます）に起因するもの。
- 2、通常の維持管理方法によらない場合又は通常の住まい方と異なる使用、監理に起因するもの。
- 3、火災、火災等の不可抗力並びに建築主、入居者又は第三者の故意又は過失によるもの。
- 4、建築主の支給材料及び機器又はこれらに起因するもの。
- 5、仕上げの傷等についてはお引渡し時にお申出がなかったもの。
- 6、建物支持基盤の地質調査不実施、及び地質調査の結果当社が必要と判断した基礎補強、又は地盤改良の不実施で地盤に起因するもの、並びに予知する事が不可能な地中障害に起因するもの。
- 7、敷地周辺における地盤の変動、地割れ又は土砂崩れ等に起因するもの。
- 8、周辺の環境、公害に起因するもの。
- 9、磨耗、汚れ、退色、変色、乾燥、縮み等の材料の自然特性又は通常の経年変化によるもの。
- 10、建物の使用上影響の無い居住性能に関するもの。
- 11、保証期間中に保証対象物件を第三者に譲渡した場合。
- 12、契約時実用化されていた技術では予防する事が不可能な現象又はこれに起因するもの。

Ⅲ、その他のご注意事項

保証期間内でも、この保証書のご提示無き場合は補修が有料となる場合がありますので、保証書は大切に保管してください。また、この保証書を万一紛失されても再発行しかねますのでご注意ください。